

静岡県告示第244号

観光施設整備事業費補助金交付要綱（昭和58年静岡県告示第335号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p><b>第3 補助の対象及び補助率（額）</b></p> <p>(1) 市町、公益社団法人静岡県観光協会及び観光関係団体が実施する観光施設整備事業に係るもの</p> <p>（表略）</p> <p>（注）平成24年度から平成28年度までに、市町、公益社団法人静岡県観光協会及び観光関係団体が伊豆半島ジオパーク世界ジオパークネットワーク加盟申請書に記載されているジオサイトにおいて伊豆半島ジオパークに係る次に掲げる施設を整備する場合にあつては、観光施設完成後これを無料で運営する場合の欄中「2分の1」とあるのは「3分の2」と、「3分の1」とあるのは「2分の1」と読み替えるものとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p><b>第3 補助の対象及び補助率（額）</b></p> <p>(1) 市町、公益社団法人静岡県観光協会及び観光関係団体が実施する観光施設整備事業に係るもの</p> <p>（表略）</p> <p>（注）平成24年度から平成29年度までに、市町、公益社団法人静岡県観光協会及び観光関係団体が伊豆半島ジオパークユネスコグローバルジオパーク申請書に記載されているジオサイトにおいて伊豆半島ジオパークに係る次に掲げる施設を整備する場合にあつては、観光施設完成後これを無料で運営する場合の欄中「2分の1」とあるのは「3分の2」と、「3分の1」とあるのは「2分の1」とする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。